

# 一つの厳しい選択

(応募者の手引)



青年海外協力隊

國際協力事業団		
受入 月日	'87. 4. 22	000
登録 No.	08513	36
		JV

## 目 次

	ページ
1. 協力隊事業の概要	3
2. 事業目的	4
3. 協力隊活動と現地生活	5
4. 派遣分野	8
5. 募集と願書	10
6. 応募資格	11
7. 選考試験	17
8. 勤務先との関係	20
9. 訓練	21
10. その他の参考事項	23
11. 協力隊を—そう詳しく知りたい方へ	25

(問い合わせ先と行事、参考資料)

JICA LIBRARY



1018797[9]

## 序

---

協力隊への参加は人間交流への一つの道である。

それは、セミナー、親善の夕の旅ではない。しばらく現地村落の一員となり、建設現場、訓練施設の人となる。

地道である。そして二年の重みがある。

南北問題に安易な解決はない。行動でこの課題に取り組む過程では、計画通り事が運ばないことが次々に起る。何回か、絶望と挫折感の中から自分を立ち上げなくてはならない。

ただ、そういう自分自身との闘いを闘い抜いて行くなかに優雅さがないとは言えない。

澄んだ心で見つめると、現地民衆の心は、人々が考えているよりも豊かである。

思い上がりが消えて、心の通いが実感され深まって行く。その喜びは、われわれ若者がその心の奥底で求め続けているものの一つではないだろうか。人類の3分の2が自力更生の第一歩を踏み出す其のキッカケではないだろうか。

協力隊事業は、相手国政府間との合意に基づいて実施され、相手国の国づくりに寄与しようとする純粋な青年の情熱を基盤とし、これを支援する国の事業である。

それと同時にこの事業には、有為の青年に派遣先住民の心情を理解させ、ひいてはわが国における国際理解の度を深めるという測り知れない意義がある。

昭和50年9月

## 1. 協力隊事業の概要

協力隊事業は、昭和40年に政府の事業（外務省所管）として発足しました。事業の実施は海外技術協力事業団に委託され、同事業団の外局として青年海外協力隊事務局が設置されました。

昭和49年8月1日に国際協力事業団が発足し、その重要な事業の一つとして受けつがれるに至りましたが、ひき続き新事業団の中で協力隊事務局が業務を担当しています。

協力隊発足以来10年間に派遣した国は、19ヵ国（アジア、アフリカ、中近東、中米、南太平洋）延べ派遣隊員数1,807(50年9月1日現在)となっています。活躍する協力隊員は、現地の人々と生活を共にし、それぞれの技術や技能を生かして、みずからの利益を求めることなく、ひたすら開発途上国（相手国）の新しい国づくりに貢献しています。

この協力態度と情熱とがもたらした協力成果は、相手国から高く評価され、わが国でも国際協力の重要性が認識されるにしたがい、国際協力の重要な柱として注目を集めています。

年々、新しく派遣を求める国が増え派遣国から要請される隊員の要請も確実に増えつつあります。この事実はこの事業の評価ともいえるでしょう。

## 2. 事業目的

この事業の基本理念は、職場活動と日常生活をともにすることによって開発途上国一般民衆の心情を理解し、相互信頼の上に立って、その国の国づくりに貢献しようとする青年に対し、国がその目的達成の機会を与え、その活動を支援することです。

従って、この事業の目的は、「開発途上国の国づくりに貢献する」、いいかえれば開発途上国の要請に基いて、その国々の「開発に協力する」ことにあります。この「開発協力」という目的を果たす上で隊員の技術、技能を生かすことが重視されることから技術協力の要請が大きい比重を占めているとみることができます。

わが国では開発途上国に対する国際協力の重要性が認識され、その強化、拡充が進められています。この地球上に住むすべての人びとが貧困や無知、すべての差別から解放されるよう新しい文明の世界を創る。こうした人類普遍の理想を実現する上で先進国の側にある我々の役割は大きいわけで、こういう役割を果たしてこそ、われわれと開発途上国の人々との間に真の相互関係が成り立ち、わが国の将来にわたる繁栄の基礎ができあがるわけです。

このような観点から考えて青春の2年を意義あるこの協力隊事業に賭けることは、価値あるといえましょう。

### 3. 協力活動と現地生活

隊員の協力期間（いわゆる任期）は、出発の日から2年間です。出発前には長いように思われますが、実際にやってみるとあっという間に過ぎ去ります。

行く先はアジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋の開発途上にある国々で、これらの国々から、隊員の協力活動を求めてくる数（いわゆる要請数）は、年ごとにふえ、隊員の活動分野も多様化しています。協力活動が多岐にわたり、生活環境が多様性に富んでいることは、協力隊の特質であって、いいかえれば、協力隊はそれだけ多くの人間交流のパイプを持っていることになるわけです。

隊員の協力活動はさまざまであって、“現地住民と一体となって”、“民衆とともに”、というモットーを掲げつつも、具体的には隊員ひとりひとりが自分で職場環境、日常生活の両面で適応の方策を思索し、あみ出してゆかねばなりません。協力隊といい、隊員といっても、現実に隊伍を組んで仕事をすることではありません。協力隊という名前があり、ひとりひとりを隊員と呼ぶのは心の連帯を表わすため、大多数の隊員は、ひとりで現地社会の中に入ってゆくのです。

多種多様な隊員の協力活動を職場環境の面から典型的にとらえてゆくならば、(1)村落の一員として農村社会のなかにとけこみ、デモンストレーションや普及活動を進めてゆく「村落型」、(2)職業訓練や日本語・理数科教育等の分野で、実習、指導に当たる「教室型」、(3)土木、建設、通信関係の現場工事に従事する「現場勤務型」そして、(4)設計や試験研究を任務とする「本庁・試験所勤務型」に大別することが可能で、職場における人間関係や勤務形態に大変な差異があるのです。

このような職場環境の違いのほかに、さらにまた当然のことながら国が違い部族が違い地理的環境が違ってゆきます。隊員が2年間を過す社会は、その成り立ちの上でも、また、その社会を支えているルールや生活のリズムの上でも千差万別です。日本の技術を移植する、日本で決められている仕方教える、などという単純な考えでは、たちまち暗礁にのりあげてしまいます。

一般的にいえば、ことばがなかなか通じないという協力以前の問題でまず悩むものですが、ことばが通じて心も通じない、それではまだ協力どころではありません。それ以前のカベを破れないでいることになります。心が通じるには、かれらのものの考え方、かれら同士の間人間関係を支配している現地社会のルールを学びそのなかに入りこんで、その社会の人になり切らねばなりません。村落、学校、試験場など協力活動の類別について前述しましたが、それぞれの職域、社会で、そのなかの一員として、どうすればいい村作りや授業やあるいは試験ができ、かれらの努力に役立つのか、そういう立場でものごとを考え、行動するときこそ隊員の日ごろの素養がごく自然なかたちで役立ち、ごく自然なかたちで、少しずつ現地の人々に伝わり始め、「君の意見をとり入れてみよう」という反応が生

まれ「君の考え方は正しかった」という成果に結実することになるでしょう。

職場環境が違い、国、専門分野は違っても共通していえることは、相手を理解し相手の立場に立たなくてはならないということです。ことばや心が通じ合わなくては、協力にはならないのです。そのようになるまで、確かに苦勞ではありますが、こういう苦勞を積み重ねてゆく過程というものは、すばらしく創造的で、真の意味で文化的香りの高い仕事ではないかと思われます。

さて、つぎに現地生活について述べてゆきます。

協力隊が求めているのはボランティアです。純粋な意味からすれば、ボランティアとはみずからの余力を使って、社会のために活動するものですから、無償奉仕であることはもちろんのこと持出しになる、すなわち何もかも私費でやるのが本来的な姿なのですが、折角開発途上国のためになることをしたいという立派な青年がいるのだから、極端なことはいわないで、経費（実費）ぐらいいは国、国民が負担しようというのが、今の協力隊の仕組であるわけですが、往復旅費などのほか、「海外手当」として現地における生活費を国が負担しているのはそういう趣旨ですから、「海外手当」は、給料や報酬ではまったくありません。

従って大卒でも高卒でも、35才でも21才でも、任地が同じ地域なら完全に同額なのです。また生活実費といっても“民衆とともに”ということをもットーにしている協力隊では、大多数の派遣団で月額170米ドルという厳しい線を堅持しているのです。

派遣国における住居は、相手国が提供する場合もありますが、住居が提供されなくて、住居費の負担が著しく大である場合には、特例として住居手当を「現地生活費」に加算して支給することがあります。

現地に派遣される隊員の資格は、実質的にみれば隊員自身の協力活動を国が支援する性質のもですが、相手国との関係では国（日本国）が派遣する形式をとっておりますので、国の仕事に従事するものとして、公用旅券が発給されています。又任国における隊員の立場については、派遣された日から隊員は相手国の側に立ち相手国政府の管かつ下で業務に従事し、その国の国民のひとりになったつもりで、その国の国づくりに専念するという心構えが必要です。

隊員が協力活動を進めてゆくに当たっては専門分野や職域によってかなり違いはありますが、機材、資材、参考資料など、いわば道具だてを必要とします。これら機材類は、隊員が派遣された国、配属先が用意するのが建前ですが、先方の予算に限度があったり、調達に大変な時間がかかったり、いくら交渉をくり返しても、思い通り供給されないという場合が現実には起こり得ます。

隊員ひとりひとりの仕事、すなわち協力活動は、地道で一見ささやかなものではあっても、実質は大変重要な一つの協力事業なのですから、短い2年の協力事業を、意味のあるものにしなくてはなりません。そういう意味で上記のような事態に備えて協力隊では隊員支援経費を予算化し、機材費や現



地業務上必要な経費を支出できる体制をとっております。

隊員の協力期間は前述の通り2年ですが、先方政府が任期の延長を求め、本人が同意し、協力隊事務局がそれを適当と認めれば、任期延長をすることができます。例えば「教室型」の隊員が学期なかばで2年の任期が満了になったり、折角ことばも心も通じ合い協力事業が軌道に乗りかかったときに2年がきてしまった、というような場合です。そのような実例は今まで派遣された隊員の2割に近い数に上っています。その延長期間は3ヵ月、6ヵ月、1年などさまざまです。2年の任期終了後、1年以上任期を延長する場合1ヵ月の休暇帰国（公費による）があります。建前としては2年以上の延長は認めず、その場合は交替して引き継ぐ隊員を派遣することにしています。

任期途中での帰国は原則としてできません。しかし、病気、事故等で日本で治療を必要とする場合は、公費で帰国させ、父親の死亡、家庭事情等の特別の理由で相手国の了承を得た場合は、私費帰国できます。派遣期間中の疾病、傷害については、それが業務上災害であった場合は一切国の経費で治療、入院が可能です。業務外の傷病については協力隊員共済制度によりかかった費用の8割（ただし隊員の負担が過重にならないよう隊員負担分の限度額を月10米ドルにしています。）が給付されます。協力隊では隊員の元気な間は厳しい生活態度を求めている反面、不幸にして不可抗力によって疾病、傷害にかかった際はあくまで手厚い措置を行なう方針を確立しています。

## 4. 派遣分野

1. 派遣分野中の業種は、はば広くあらゆる業種にわたっており、要請国の求める技術によっては、まだ新しい分野に広がる可能性があります。9ページにあげる業種は、現在派遣の要請が多く現に派遣している業種です。
2. 協力隊発足以来的の派遣者総数は、別図①の円表の外輪、派遣中の隊員数は内輪で示しています。国別派遣現況は9ページの別図②分野表の通りです。
3. 農林水産の分野は、一般に派遣要請数に比べ、応募者、合格者が少なく、逆に教育関係は競争率が高い現状にあります。特に適格者が少なく派遣要請を満たし難い業種には☆印を、また応募者が多く競争が激しい業種には○印をつけてあります。

スポーツ関係の業種で☆印をつけた中には、例えば柔道のように応募者が多くても、段が低かったり、1次試験で不合格となり、結果として適格者難となるものがあります。適格者といっても、派遣を要請する国が求める協力活動の内容によって、必要な資格・条件が異なることがあります。6. 「応募資格」の説明を参照してください。

4. 派遣分野の中で女性の参加部門はかなり限られています。過去において、200余名(全体の12%強)の女性隊員が派遣されていますが、分野としては看護婦、家政、栄養改善などが上げられ、最近増えてきた文科系分野では日本語教育、秘書などに活躍が目立っています。なお、女性の場合特に事務局としてお願いしておきたいことは、願書提出時に御両親の了解を得ておかれることです。
5. 現在隊員が派遣され、かつ現に要請がある国は、別図②にも示されている通り、つぎの18カ国です。(アルファベット順)

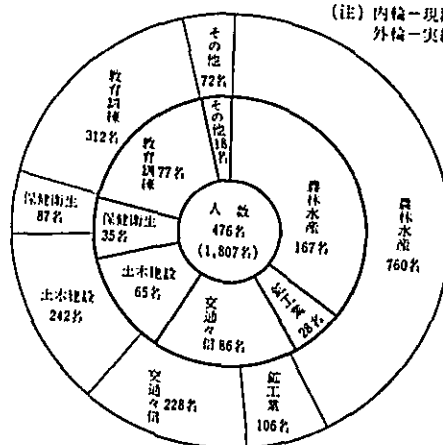
東南アジア——ラオス、マレーシア、フィリピン  
 南西アジア——バングラデシュ、インド、ネパール  
 中近東——シリア アフリカ——エチオピア、ケニア、マラウイ、モロッコ、タンザニア、チュニジア、ザンビア 中米——エルサルバドル、コスタリカ オセアニア——トンガ、西サモア

以上の18カ国のほか、協力隊員を派遣する協定を日本と結んでいる国が2カ国(カンボジア、ウガンダ)がありますが、内戦等のために現在は派遣されていません。また新規派遣要請国としてガーナ、ホンジュラスがあります。

別図① 隊員派遣者数

昭和50年9月1日現在

(注) 内輪—現況  
外輪—実績



農	林	水産	作物	果樹	栽培	培	野	業	裁	培	☆花	き	業	培
	種	用	作	工	樹	物	農	業	普	及	☆き	の	こ	裁
	☆食	作	物	家	芸	育	☆飼	料	作	物	☆ヒ	ナ	鑑	培
	☆養	業	蛋	農	畜	械	☆農	業	土	木	☆土	壤	肥	別
	☆農	産	医	☆木	業	採	☆漁	具	漁	法	☆養			料
	農	物	協	畜	材	伐	☆水	産	加	工				殖
鉱	工	薬	工	☆窯			☆木				○溶			接
	○工	機	芸	板	金	塗	冷				空	気	調	飾
	☆ボ	イ	機	○電	気	工	鉱	物	分					
交	通	信	車											
	ラ	自	整				☆建				☆船			
	ジ	動	備				設				舶			
	○電	車	修				機				電			
	話	・	理				械				話			
	交	テ	機				送				工			
	換	レ					信				事			
	機	キ					一							
土	木	建					○プ							
	土	設					ロ							
	建						グ							
	築						ラ							
	設						マ							
	費						マー							
	検													
	査													
保	健	社												
	○看													
	食													
	肉													
	護													
	婦													
	検													
	査													
教	育													
	○日													
	本													
	語													
	教													
	育													
	一													
	般													
	上													
	手													
そ	の													
	他													
	☆司													
	書													
	秘													
	書													
	写													
	真													

別図② 各国別の派遣現況表 (業種別) 昭和50年9月1日現在

	農林水産	鉱工業	交通通信	土木建設	保健衛生	教育訓練	その他	合計
① フィリピン	51名	6名	3名	2名	2名	7名	2名	73名
② ネパール	11名	2名	8名	8名	20名	4名	2名	55名
③ マレーシア	17名	10名	11名	6名	14名	6名		54名
④ タンザニア	24名	10名	10名	7名	2名			44名
⑤ ラオス	18名	2名	5名	5名	10名	1名		41名
⑥ ケニア	10名	11名	8名	7名	3名			40名
⑦ マラウイ	4名	2名	10名	7名	7名	3名		34名
⑧ エチオピア	2名	3名	10名	6名	4名	5名	2名	32名
⑨ モロッコ	9名	12名						22名
⑩ ザンビア	5名	17名						22名
⑪ エルサルバドル	2名	16名						18名
⑫ バングラデシュ	16名							16名
⑬ 西サモア	4名							9名
⑭ シリア	4名							5名
⑮ コスタリカ	5名							5名
⑯ インド	4名							4名
⑰ トンガ	2名							2名
⑱ チュニジア	2名							2名

## 5. 募集と願書

協力隊員の募集は、毎年春と秋と2回、定期的に行っています。2回の募集期間とそれぞれの選考、訓練、派遣の流れはつぎの表の通りです。

区分 年次隊	募集期間	1次試験 (筆記)	2次試験 (面接)	訓練開始		訓練終了	派遣
				前期	後期		
春の募集	4月15日～ 5月31日 締切5月31日	7月中旬 の日曜日	8月中～ 下旬	前期	10月1日	1月下旬	2月中旬
				後期	12月1日	3月下旬	4月中旬
秋の募集	10月15日～ 11月30日 締切11月30日	1月中旬 の日曜日	2月中～ 下旬	前期	4月1日	7月中旬	8月中旬
				後期	6月1日	9月下旬	10月中旬

上期の募集期間に協力隊事務局では願書を受付けています。

従来応募者の願書取扱いについては2年間の登録制（1回提出にて2年間有効）でしたが、ことしの秋募集つまり昭和50年第2次隊から、毎回提出制としました。

願書は事務局の所定のものに、記載、提出して頂きますが、入手は協力隊事務局へハガキで申込まれれば郵送料は当事務局負担でお送りします。又この手引書の11、「協力隊を一そう詳しく知りたい方へ」記載の問い合わせ先にも備えられているので入手することができます。

## 6. 応募資格

隊員として応募するための資格・条件は一口にはいえません。以下詳しく説明しますのでよくお読み下さい。

1. どのような隊員が欲しいかを定めるのは、当然のことながら隊員派遣を要請する国の政府であって、同じ野菜分野の要請でも、ある国からは大学卒で3年以上の実務経験があることを条件としてくるのに対し、別の国では高校卒でよいというように、資格・条件が要請する国により異なることが少なくありません。同じ国でも1人は現場での普及活動を予定しているからそれができる人、もう一人は試験場勤務だからこういう人、という具合に同じ業種でありながら、資格・条件に差異をつけてくる国もあります。

2. このように差異があることを前提としながらも一般的な目安を掲げておくならば、大学卒業者ならば実務経験1～3年、高校卒業者の場合、4～5年の実務経験をもったものとなります。派遣された国での協力活動・任務の内容に違いはあっても、指導、普及等に従事するからには、実践的な技術、技能、応用能力が必要で、実務経験が重視されるゆえんです。

なお、協力隊としては、学歴は特に問わないという立場に立っています。中学卒、各種学校や短期大学の卒業者については上記の目安を参考にして下さい。

3. 語学力について、まず読み書きは、高校時代の課程をかなりよくマスターしていること。会話は4ヵ月の派遣前訓練と着任後1ヵ月の現地訓練によって、日常生活全般にわたってみずから処理でき、配属された職場でもまごつかない程度の会話能力に達することができる素質をもっていること。

4. 人物、年齢、家族の状況については、協力隊がこれまで積んできた諸経験と今後の展望に基いてつぎの条件を設定しています。

(1) 人物については、選考に当たってもっとも重視しています(7.「選考試験」を参照してください)。

異文化を理解し、その障害をのりこえて活動し得る意志と思考力、開発途上国の国づくりに尽くそうとする持続し得る情熱、そしてこれらを支える厳しい生活に耐え得る健康な身体が必要です。

派遣前訓練、現地活動をも通じての隊員の理想的適性をあえて掲げるならば、

- ① 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- ② 異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
- ③ そのような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- ④ 事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- ⑤ 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

(2) 年 令

年齢は満20才以上、上限は原則として満35才以下（春募集についてはその年の5月31日現在、秋募集についてはその年の11月30日現在）です。特殊な業種については年齢の上限を超えても応募できる場合がありますが、満35才を超えている方は協力隊事務局に問い合わせてください。

(3) 家族状況

単身派遣が建前なので、独身者を優先的に扱いますが、既婚者でも2年の派遣期間、妻子あるいは夫を日本に残して単身で赴任でき、かつそれでも支障が起これないと認められる場合は差支えありません。

(4) 協力隊についての説明会や応募相談会開催について

協力隊事務局や各都道府県で、説明会、応募相談会、写真展や帰国した隊員の報告会などが計画されますので、ぜひ出席することをお勧めします。また相手国がどのような人物を望んでいるかの詳細について協力隊の現地駐在員が調査した「青年海外協力隊派遣受入希望調査表」が事務局、各都道府県主管及び国際協力事業団支部で閲覧できます。

## 都道府県協力隊主管部課一覧表

県名	主管部課名簿	〒	住 所	電 話
北海道	北海道総務部青少年婦人事務局育成係	060	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111内2399
青 森	青森県県民生活部県民課青少年対策班	030	青森市長島1-1-1	0177-22-1111内287
岩 手	岩手県青少年対策局	020	盛岡市内丸10-1	0196-51-3111
宮 城	宮城県総務部総務課外事係	980	仙台市本町3-8-1	0222-63-2111
秋 田	秋田県農政部農産普及課普及教育係	010	秋田市山王町4-1-1	0188-60-1493
山 形	山形県生活環境部青少年課	996	山形市旅籠町3-4-51	0236-31-1111
福 島	福島県生活環境部県民生活課外事班	960	福島市杉菜町2-16	0245-21-1111内2160
茨 城	茨城県生活福祉部青少年課	310	水戸市三の丸1-5-38	0292-21-8111内463
栃 木	栃木県農務部農業経済課開拓指導係	320	宇都宮市鳩田町1-1-20	0286-23-2305
群 馬	群馬県県民生活部県民課外事係	371	前橋市大手町1-1-1	0272-23-1111
埼 玉	埼玉県総務部旅券渉外課渉外第1係	336	浦和市高砂3-15-1	0488-24-2111
千 葉	千葉県社会部青少年課育成班	280	千葉市市場町1-1	0472-23-2332
東 京	東京都青少年対策部計画課企画係	100	千代田区丸の内3-5-1	03-212-5111
神奈川	神奈川県渉外部渉外課移住係	231	横浜市中区日本通り1	045-201-1111
新 潟	新潟県総務部県民広報課外事係	951	新潟市学校町通1-602	0252-23-5511
富 山	富山県総務部総務課外事係	930	富山市新松曲輪1-7	0764-31-4111内316
石 川	石川県総務部総務課外事係	920	金沢市広坂2-1-1	0762-61-1111
福 井	福井県企画部青少年課	910	福井市大手3-17-1	0776-21-1111
山 梨	山梨県総務部総務課外事係	400	甲府市丸の内1-6-1	0552-37-1111

長野	長野県社会部青少年家庭課青少年係	380	長野市大字南長野字幅下	0262-32-0111
岐阜	岐阜県農政部農政企画課移住係	500	岐阜市葦田	0582-71-6600
静岡	静岡県職業対策部後継者養成課業務係	420	静岡市追手町9-6	0542-21-2815
愛知	愛知県総務部青少年対策局	460	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111内2242
三重	三重県農林水産部農業構造改善課拓殖係	514	津市広明町13	0592-26-1111内277
滋賀	滋賀県企画部青少年対策室	520	大津市京町4-1-1	0775-24-1121内307
京都	京都府社会福祉対策室	602	京都市上京区下立売通新田西	075-451-8111
大阪	大阪府企画部青少年対策育成係	540	大阪市東区大手前之町2	06-941-0351
兵庫	兵庫県知事公室外務課海外協力係	650	神戸市生田区下山手通5-1	078-341-7711内2240
奈良	奈良県総務部県民課青少年対策係	630	奈良市登大路町	0742-22-1101内212
和歌山	和歌山県青少年局育成課青年班	640	和歌山市小松原通1-1	0734-32-4111内2056
鳥取	鳥取県総務部青少年室	680	鳥取市東町1-220	0857-22-7111
島根	島根県農林水産部農政課庶務係	690	松江市殿町1	0852-22-5107
岡山	岡山県民生生活部県民課海外係	700	岡山市内山下2-4-6	0862-24-2111内2229
広島	広島県総務部総務課外事係	730	広島市基町10-52	0822-28-2111内2031
山口	山口県企画部県民課青少年係	753	山口市滝町1-1	08392-2-3111
徳島	徳島県農林水産部農業改良課	770	徳島市万代町1-1-1	0886-22-1111
香川	香川県民生部婦人青少年課青少年係	760	高松市番町4-1-10	0878-31-1111
愛媛	愛媛県農林水産部農林技術センター	790	松山市道後一万1-2農試庁舎4階	0899-41-6367
高知	高知県厚生労働部児童家庭課青少年対策班	780	高知市丸の内1-2-20	0888-23-1111内310
福岡	福岡県総務部渉外課海外係	810	福岡市中央区天神1-1-1	092-741-0175
佐賀	佐賀県青少年交通安全対策室	840	佐賀市城内1-1-59	09522-4-2111内2052
長崎	長崎県総務部総務学事課外務係	850	長崎市江戸町2-13	0958-24-1111内2114
熊本	熊本県総務部広報外事課移住外事係	862	熊本市水前寺6-18-1	0963-66-1111内221
大分	大分県福祉生活部交通安全県民課相談係	870	大分市大手町3-1-1	0975-36-1111
宮崎	宮崎県総務部総務課移住外事係	880	宮崎市橋通東2-10-1	0985-24-1111内105
鹿児島	鹿児島県総務部県民局県民課渉外係	892	鹿児島市山下町14-50	0992-26-5446
沖縄	沖縄県生活福祉部青少年交通安全対策室	900	那覇市泉崎1-2-32	0988-33-2121内186

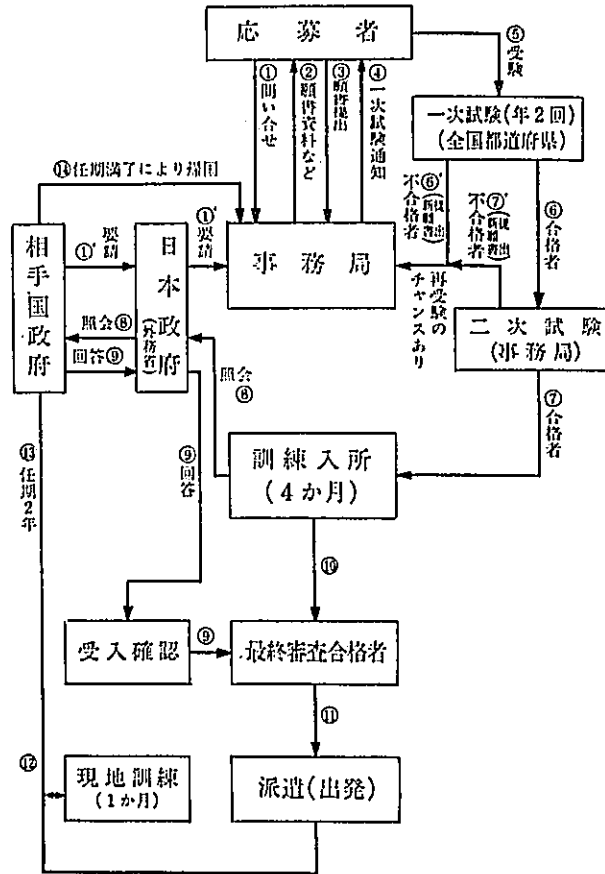
### 国際協力事業団国内支部(駐在)一覽表

県名	支部(駐在)名	〒	住 所	電 話
北海道	北海道支部	060	札幌市中央区北1条西5-3 北1条ビル内	011-221-6661-3
青森	駐在事務所	030	青森市長島1-1-1 県農地開墾課内	0177-22-1111内508
宮城	仙台支部	980	仙台市上杉1-4-28 県庁舎内	0222-63-0795
秋田	駐在事務所	010	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	0188-23-7368
新潟	駐在事務所	950	新潟市東大通1-3-1 帝石ビル207号	0252-47-1918
東京	東京支部	160	新宿区本塩町8-2 住友生命四ツ谷ビル	03-359-8281-4
神奈川	横浜支部	220	横浜市西区岡野町2-12-20 横浜渉外労働管理事務所内	045-312-4961
静岡	駐在事務所	420	静岡市追手町9-6 県後継者養成課内	0542-54-2056
富山	駐在事務所	930	富山市新高町2-4-22 県商工会館内	0764-41-6992
愛知	名古屋支部	460	名古屋市中区丸の内3-4-13名古屋労働事務所庁舎内	052-971-9974
大阪	大阪支部	530	大阪北区堂島上2-38-10 京富ビル内	06-345-3621-4
兵庫	神戸支部	651	神戸市灘区御幸通8-9-1 神戸国際会館内	078-221-6520
岡山	駐在事務所	700	岡山市磨屋町9-18 県農業会館内	0862-22-0882
広島	広島支部	730	広島市基町10-3 県自治会館内	0822-21-7411
山口	駐在事務所	753	山口市大手町6-5	08392-3-2548
香川	高松支部	760	高松市番町5-1-24 観光ビル内	0878-33-0901
福岡	福岡支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル内	092-411-1846
長崎	駐在事務所	850	長崎市出島町1-5 みなとビル内	0958-26-4263-4
熊本	熊本支部	860	熊本市上通町2-21	0963-53-4227
宮崎	駐在事務所	880	宮崎市宮田町2-29 燃料会館内	0985-22-2690
沖縄	沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988-68-0136

(5) 応募から隊員として採用され、派遣されるまでの流れについて図で説明しておきます。

図の中の番号順でごらんください。

①あなたが事務局へ問い合わせますと  
 ②事務局は資料、願書などをお送りします。③あなたが願書を提出しますと、④事務局は試験実施に当たってあなたに通知します。⑤あなたが第1次試験に合格すると、⑥第2次試験となり、⑦合格すると訓練所へ入所します。⑥⑦1次、2次の不合格者でも新願書提出により再受験ができます。⑧あなたの訓練中に相手国へ受け入れの照会を行ない、⑨回答があって、かつ⑩あなたが最終審査に合格すれば、⑪派遣ということになります。⑫現地では1カ月の現地語訓練後、⑬相手国政府のために2年間、任務につくこととなります。さらにつけ加えますと⑭の任期満了により帰国ということです。



(6) 応募者からの一般的質問について、特に例を掲げて述べてみます。

①「自分の希望する派遣国へ行けるのでしょうか」

原則として第1志望の国へ派遣する方針ですが、一国に希望が集中している場合とか適材適所の配慮から派遣国が変更されることがあります。その変更に対し、本人に意義があればもちろん強制はしませんが、結果的には本人にとって一つの機会を逸することになります。

②「私は高校卒業後、職業訓練所では技術を取得し、技術には自信がありますが、パンフレットによる技術、技能の経験4～5年が必ずなくては行けないでしょうか」

隊員の派遣はあくまでも相手国の希望に応じて行なうものであり、今までの希望の平均値からいって経験4～5年と公表しているものです。ですから国によっては3年ぐらいの経験の人でもOKであるといってくる場合も少なくありません。従って、経験年数が心配な方は協力隊事務局で「青年海外協力隊派遣受入希望調査表」をお調べになることをお勧めします。なお優秀な方であればたとえ経験年数が多少少くとも相手国との交渉の結果、受入れられる場合があります。これらをお含みの上、多少心配でも願書を出しておかれた方が得策でしょう。



③「技術研修のための機関をご紹介下さい」—————

事務局では技術研修の斡旋は行なっていませんが、業種によっては情報の提供が可能ですから事務局あてハカキでお問合せ下さい。

④「私は園芸志望ですが、気候、風土の違う土地の日本で学んだ技術が充分生かされるでしょうか」—————

確かに日本で学んだ技術がそのまま役立つものとはいえません。現地到着後、先輩隊員の意見を聞いたり、あるいは自分自身で現地の実状を観察しながら創意工夫をこらし、どのような方法が現地のためになるかを考えてゆく必要があります。このあたりが協力隊員の一番苦勞するところですが、別の面から見れば苦勞のしがいのある点だともいえます。

⑤「私は現在、大学在学中ですが、実務の経験がなければいけないでしょうか、ただし実習の経験はあります」—————

協力隊員には実務経験と社会経験が極めて重要です。しかしながら人物、技術、語学が3拍子そろって抜群であれば、相手国の了解を得て派遣する場合もあります。なお、体育、音楽等若干の職種についてはこの基準を緩和しています。

⑥「私は26才の歯科医師資格を所持する者で医師登録もすませてありますが、資料では過去にも今回の要請にも含まれていませんが、見直しはありますか」—————

歯科医師、コンピューター関係技師、テレックス、タイピスト、保母、航海師、消防士等の職種については、今までのところまれにしか要請がありません。事務局ではこの種の職種の取扱いについて今後次のようなことを検討しておりますので、その事情をお含みの上、願書を提出されることは結構です。

- (イ) これらの職種の願書が比較的多い場合は、外国からの要請のないままで試験を行なう。
- (ロ) 合格された方は有資格者として（後述）取扱いをする。
- (ハ) 有資格者の存在を派遣国政府は通報し、受入希望の有無を確かめる。
- (ニ) 受入希望が出るかどうかはまったく予測しがたいので有資格者は気長く待つてもらう必要がある。

⑦「有資格者制度とはどんな制度ですか」—————

(イ) 第2次試験の合否決定において、要請業種なくして試験を実施した場合の成績優秀な人物、および要請がある業種について、要請人数が充足されてもなおかつ成績優秀な人物がいる場合に、それらの人物を合格者として確保する制度です。（副次的に要請開拓への道が開かれ、又派遣の可能性の予測が可能になる）資格保有期間は1年としています。

⑧「私は文科系の学部を卒業しましたので技術はありませんが、教員免許を持ち日常の英会話には不自由しません。私の参加できる分野はないでしょうか」—————

協力隊当初の派遣分野は第1次産業中心でしたが、事務局では逐次他の分野への拡大を計っ

ており、最近では少しずつではありますが、文科系の分野（例えば日本語教育、会計監査員、図書館司書、造形美術、音楽指導など）の要請が出るようになってきました。現在ではまだこのような状況ですが、今後日本の協力隊員の語学力が相手国から認められるようになれば、行政経営、教育部門に相当な活動分野が開けるものと期待されます。

⑨「教師の業種に参加する場合必ず教職課程を履習していなければいけないのでしょうか」——

教職課程を履習していることはもちろん望ましいことですが、相手国によっては必ずしも必要条件としていない場合もありますから、願書を提出する前に協力隊事務局で「青年海外協力隊派遣受入希望調査表」を確かめられるようお勧めします。

## 7. 選 考 試 験

5.の「募集と願書」中の一覧表(10ページ)に記されている通り、1次(筆記)試験と2次(面接)試験とがあります。順を追って1次試験から説明します。

1. 1次の筆記試験は、論文、英語、技術の3科目です。

論文は、受験者が協力隊員としてふさわしい、すぐれた人物であるかどうか、さらにまた、将来協力活動の体験を生かして、職場や地域でのオピニオン・リーダーたり得るかどうか、を見定めることが主眼です。論文だけで人物を評定することはもちろんできないけれども、昔から「文は人なり」という言葉があるように、文章は人物を見る上で非常に大切なものです。空理空論をもてあそぶタイプの人、その性格が文章にも表われます。しっかりした考えを持っている人は、少々表現力に弱いところがあっても、少くとも結論部分はしっかりしています。新聞や評論の受け売りのほか、自分なりによく煮つめた考えを持っているのかというようなことも、大体は文章によく表われるものです。投げやりな人かどうかも、文章を見れば大体のところわかります。誤字、脱字、字の書き方などでも、その人の性格が判定できます。ろくに問題も読まないで、間いとはずいぶん違った方向のことを書くような人は一般に早とちりの人です。

出題は、けっして突飛なものではありません。現在の日本、人間の生き方とかについて、よく自分で考えている人には必ずまとまりのいい論文が書けるはずで、逆に、そういうことがまともに書けない人は、自分の周辺のことを深く考えずに、浮わついた気持ちで毎日を送っていると見たてなくてはならないのであって、そういうタイプの人、異民族の中に飛び込んでも、立派な仕事はできないはずで、

英語も、人物試験の一環だと考えています。

高等学校卒業時までには習ったことをしっかり身につけておれば、必ず合格する程度のものでありそれを大幅に忘れてしまっているようでは、日本語の通じない社会に飛び込もうとする者の心構えとして、一つ大きな欠陥があると見なされても仕方ありません。

日本人の一般的傾向として、大学を受けるときが、外国語の読み書きの力が一番上がるときで、特別の人を除いて、それからは下がる一方です。大学時代にも下降し、社会に出るとさらに加速度的に下降線をたどるようです。

協力隊に参加しようとする人に求められるギリギリの線は、高校を卒業するまでに学んだことを、

復習して維持することです。受験する前に高校時代の教科書を復習したり、辞書や参考書を開いて見直すなどの努力を惜しまないならば、英語の試験は越えにくい難関とはならないはずです。

一般に日本人は外国語に弱い、英語はニガ手だ、歯がたつまい、という逃げ腰で、勉強や復習を怠っていては、2年の協力活動を、持続する情熱をもってやりとげる隊員としては、適性とはいえないのは当然です。訓練所に入ると、派遣される国によって、マレー語、ラオス語、ネパール語、ベンガル語、スワヒリ語などを勉強することになります。フランス語やスペイン語のこともあります。しかし、そういう場合でも、高校卒業時の英語力を維持するだけの努力を惜しむような人に、どうして新しいことばを4ヵ月でものにすることを期待できるでしょうか。

協力隊は、真心さえあれば心は通じるといふ、極端なかたちの精神至上主義を排します。日本語の通じない世界、異民族社会にたった一人で飛び込もうとするとき、ことばは絶対に必要な武器です。その大切なものをおろそかにするようでは、真心なるものも、真の真心ではなく、一種のセンチメンタルな一人よがりだときめつけざるを得ません。一番大切なものが心であることに変わりはありませんが、心が本物であるならば、必ず必要な準備にも努力が払われるはずであり、協力隊員という実践者には、この厳しさが求められるのです。一度失敗したら、二度、二度失敗したら三度、そういう気構えで挑みかかって欲しいものです。

最後は、技術の筆記試験です。これまでの試験結果からみると、実務経験のある人に比べ、学校卒業直後の人が比較的によい成績をとるといふ傾向があります。そこで、従来の出題方針を再検討して、協力活動を進めてゆくにあたって、应用能力がどう発揮されるか、実務経験の幅と深さはどうか、をすることに重点をおくとともに、職業訓練指導など技能を重視すべき一部業種については実技指導方法の問題も加えています。

しかし、依然として、受験者の多くが、ろくに準備もしないで試験に臨んだのではないかと思われるふしがあります。人物の立派な人が、英語で落ちるのも残念なことです。人物も英語もいい人が、技術で落ちることくらい残念なことはありません。技術は、英語と違って、各人の専門分野のことであり、得意とするところ、興味あることからであるはず。少しの心構えさえあれば、1、2ヵ月のうちに、昔習ったことを復習できるように思われます。その少しの努力ができないということは、あまりにも真剣味が不足しているということではないでしょうか。したがって、技術試験もまた間接的には本人の熱意を計るバロメーター、人物試験の一環だといえます。

1次（筆記）試験の要点を重ねて記しておきます。

- |   |      |          |   |            |
|---|------|----------|---|------------|
| ① | と    | き        | 7月中旬（春の募集組）                                   | } のそれぞれ日曜日 |
|   |      |          | 1月中旬（秋の募集組）                                   |            |
| ② | と    | ころ       | 47都道府県で同時に行います（試験場、時間割はそのつど受験者に協力隊から文書で通知します） |            |
| ③ | 試験科目 | 論文、英語、技術 |   |            |

2. 2次の面接試験は、1次（筆記）試験をパスした方を対象に、東京に呼び出して実施しますが、筆記試験と同じく、人物を最重視しています。個人面接はいうまでもありませんが、技術面接等についても、はたして協力隊員として適格か、とくに派遣要請国が求める任務、要件に合致しているかを、面接を通じて見きわめることにしています。筆記試験同様に、受験前の心構えを、ぜひ実行して下さい。

そうはいつても、人物考査についても、いわゆる受験準備は意味をなさないでしょう。しかしながら、協力隊員には礼節が要求されているので、比較的短期間でも、それまで以上に自分自身でしつけ教育をしておくこと。礼節ということは別段堅苦しいことではなく、人に不快感を与えないように心がけること。世の中を気持のいい環境にしてゆくこと、たったそれだけのことです。そういう気持を3、4ヵ月持って生活しておくことは、別に合格、不合格というためではなく、すすめておきたいことです。しつけとは、いい習慣をつけるだけのことなのであります。

2次試験の科目の2番目は英会話です。今ではラジオやテレビでいろいろ講座が開かれており、昔に比べれば、会話上達の機会には恵まれているはずですが。しかしながら、会話というのは、やはり場を踏む機会が少ないとなかなか本物にはなりにくい。そういう点を考えて、英会話は比較的甘く採点しています。したがって受験者は、テレビの講座などでヒヤリングだけしっかり勉強しておけばよい。相手のいうことがわかるようになれば、会話は半分でき上がったようなものです。しゃべる練習のほうは訓練所でタప్పリできます。

第3番目は技術面接です。この場は実務経験の長い人が底力を出せる場ですが、それにしても、1次試験終了後専門書にひととおり目を通して、試験場でうろたえることのないよう準備しておくことが賢明でしょう。専門分野によっては実技試験をおこなうものもありますが、その場合は、2次試験の呼び出しの際、その旨あらかじめ通知します。

2次（面接）試験の要点を記します。

- ① と き      8月中～下旬（春の募集組）  
              2月中～下旬（秋の募集組）      } のうちのそれぞれ1日
- ② と ころ      東京で行ないます（試験場と日時等の詳細は受験者に協力隊から文書で通知します）
- ③ 試験科目      人物試験＝個人面接、普通の英会話  
                  技術試験（面接、場合により実技試験を加えます）  
                  ほかに派遣要請国別の担当職員による集団面接

3. 試験に不合格となった受験者の方には、合格発表（春募集は3月初め、秋募集は9月初め）から1ヵ月ほど遅れますが必ず合格理由を明記して通知がゆきます。これは次回の受験に備えてもらうためです。また試験の問題（過去）閲覧希望者は事務局や、各都道府県窓口にて閲覧することができます。ほか事務局発行の月刊誌「若い力」募集特集号（50年4月および9月号）に掲載しています。

## 8. 勤務先との関係

前述した「応募資格」で強調したように、実務経験が重視されますので、現に官公庁や会社等の勤務先があって、協力隊に参加を志望し、応募する方が多数あります。この場合、応募者は、自分の勤務先が、派遣前訓練から2年の派遣期間を通じて休職の措置をとってくれるだろうか、退職しなければならないのか、応募の話をすると勤務先から反対されるのではないだろうか等、応募、受験の決心がつかねるのが通例ではないかと考えます。

協力隊は、現に勤務先がある青年の参加を促進するために、

- ① 応募者の相談にのり、個々の応募者がおかれている立場や条件に即して必要な示唆をする一方、
- ② 地方公共団体はじめ各種の団体、業界、企業にも職員が出向いていって、有給休職措置がとられるよう尽力してまいります、このような経過で、
- ③ 勤務先にそのまま身分が継続し有給休職措置が得られた場合は、その勤務先に対し、参加者である隊員の人件費（基本給、賞与、社会保険料等）を補てんする制度を設け実施しています。さらに、
- ④ 勤務先が民間会社、団体であって、かつ有給休職措置が得られた場合は、その勤務先に対して、③の人件費補てんに加え、間接経費（その会社の建設、製造、販売等の業務に直結しない、主として一般管理経費）をも補てんする制度を実施しています。

そうなれば任期をおえて帰国してすぐ前の勤務先に就職できるわけですが、国家公務員については、派遣法（詳しくは「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」）があって、その適用を受けるよう手続きすると、同法による「派遣職員」の扱いを受けます。ただし特別職の場合は同法が適用されないため有給休職の措置が考えられます。

都道府県のなかでも、条例等で有給休職の規定を設け、それぞれの人事当局と協力隊事務局が協議し、承認を得た上で、現に人件費を補てんしている例が少なからずあります。市町村や民間の会社、団体の在勤者の場合には上記のような規定や基準が設けられている事例はまだ数少ない現実ですが、それぞれの勤務先との協議によって、休職措置がとられるよう尽力しており、その結果勤務先が承諾してくれば、上記③の人件費補てん制度が、また民間の会社、団体には上記④の間接経費補てん制度が適用されます。

最近では現に勤めている人が、有給休職で参加する割合は少しずつ高まり、昭和49年度では40%に達していますが、このような人事の問題は勤務先により、それぞれ個別の事情があり願書提出時に直属上司から承認を得ておくことを前提として休職措置をとることになっているところもありますし、一般的に身分証明の決定には時間を要することですので早目に相談をかけて下さい。事務局で必要な示唆、勧告をします。

## 9. 訓 練

派遣前訓練は、4ヵ月間東京で、また現地に着任してのち1ヵ月の現地訓練を行います。

1. 派遣前訓練は、合宿方式をとり、定められた日課に沿い、規律ある生活のなかで自己錬磨するものです。出身地も専門分野も異なる多様な青年（隊員候補生）が4ヵ月間合宿訓練することは、よりよい人間関係をつくり出す努力を促すことにより、またその過程で隊員同士の連帯感を確固たるものにしてゆきます。訓練の大部分は、語学訓練に当てられており、特に後半の2ヵ月間は語学集中訓練として日本語の使用を禁止しています。このようなきびしい訓練を通じて、6.「応募資格」で述べた“持続する情熱”をはじめとする隊員としての適性を養うことが限目です。数日間の禅寺での座禅も組まれています。これは自己の意思力をためす絶好の機会です。
2. 訓練内容
  - (1) 心身の錬磨（合宿の集団生活、体育などを通じて）
  - (2) 語学訓練は、派遣される国、協力活動の内容に基いて、ラオス語、マレー語、タガログ語、ベンガル語、ヒンディ語、ネパール語、アラビア語、スワヒリ語、英語、フランス語、スペイン語の各クラスに分かれ、外人語学講師による会話中心の訓練が実施されます。語学集中訓練期間については前述の通りです。
  - (3) 講座科目は、異文化の理解、派遣される国の現地事情、「南北問題」と開発援助、日本研究を内容として、前半の2ヵ月間に組まれています。これらの講座は受身になって講義を聞く、という態度ではなく、講義の中から日本とはまったく異質な社会、文化に接しつつ2年間の協力活動を進めてゆくことを想定してそれに必要な素養、思考力を一そう高めてゆく姿勢こそ大切です。
3. 派遣前訓練の終了に先立って、語学力の最終テストがあり、かつ隊員としての適性を審査します。この結果、最終的に適当と認められて修了証書を受けることになります。
4. 派遣前訓練の期間は、5.「募集と願書」中の表の中に示されていますが、春、秋の2回の募集組のいずれも、前期組と後期組とに分かれます。組分けは前述したように合格者の勤務先との関係や派遣を要請し隊員を受入れる国側の事情等を勘案し、かつ合格者の意向をも聞いて、決定しています。
5. 1ヵ月の現地訓練は、原則として合宿方式をとり、異文化を理解し、語学力を高めることが目的です。

6. 訓練期間中の自由外出については、団体生活の規律を重んじ定められた時間以外は外出を認めません。ただし土曜日の夕食後から、日曜日午後9時30分までは必要に応じて自由外出が認められます。
7. 訓練期間中には技術研修は行いません。それに代わる措置として、技術研修の必要な人には訓練所入所前に、特別に技術の補強が必要な人には特別技術研修を行うことがあります。その詳細は合格通知の際各人あて通報します。
8. 訓練期間中の訓練生は隊員候補生としてほぼ隊員に準じた取扱いを受けます。訓練全体の終了直前最終審査がありますが、熱心に訓練に精進していながら最終審査に落ちた例は極めてまれです。そのような場合は再訓練の機会を与えることにしています。最終審査とは別に訓練中における規則違反に対しては厳しい措置がとられ、場合によっては退所を命ぜられます。



## 10. その他の参考事項

### 1. 国内復帰への世話

国内復帰というのは、隊員が任期を満了して帰国してのち、自営の道を選び、あるいは就職・再就職して、地域社会にもどり、新しい新しい職域に入って、協力活動を通じて得た貴重な諸体験を生かして、心気新たに活躍を始めることを意味します。協力隊事務局は、このような帰国隊員の国内復帰のための世話活動を行っています。これはやがて任期を満了する予定の隊員に対して、就職に関する情報を提供し、隊員自身の希望も調べ取聴するという情報活動が中心です。基本的には帰国後の再就職は自分の力でやりとげるという覚悟をもって欲しいと思います。

### 2. 国内積立金

やむを得ず、あるいは本人自身の希望等で、事由のいかんを問わず勤務先を退職して隊員として派遣される場合、及び現に職についていない場合（大学、大学院を卒業して間もなく派遣前訓練に入る、という大学から直行型はこれに当たります）は、国内復帰資金として、派遣前訓練開始の日から任期満了日まで、国内積立金として現行月額34,500円が積立てられ、帰国してのち一括して支給されます。この金額は毎年、日本の物価・給与の推移に見合って増額されています。

### 3. 健康管理

自然条件も社会条件も日本と異なるきびしい生活環境の中で2年間の協力活動をまっとうするためには、隊員のひとりひとりが、十分に健康管理に心がけることが必要です。健康管理は隊員自身の適性にもかかる問題ですが、協力隊事務局も、隊員の出発時に医薬品を携行させ、またほとんどの派遣国に設置されている協力隊駐在員事務所あてに少なくとも1年に1回医薬品をまとめて購送し、救急の用に供しています。さらに現地健康診断を1年に2回、原則としてそれぞれの派遣国の首都に隊員を集めて実施しています。

これらに加えて、派遣隊員の健康管理を充実するため、隊員の派遣前の健康診断のデータ、現地健康診断結果、病気、ケガの診療報告などをインプットしておき、健康管理上必要な情報をいつでも引き出すことができ、急を要する指示もできるシステムが作られることになっています。

### 4. 災害保償

現地健康診断時であれ、いついかなる場合でも、傷病については早急の処置が必要であることはいうまでもありません。都会ならまだしも、人里はなれた奥地で活動している場合、医者が近くにいな

いことは充分あり得ます。このような場合の対処は協力隊駐在員や配属先、任地の責任者からの指導や打合わせによりできるだけの措置をとるほかありませんが、協力隊事務局は、これら傷病に対する医療関係制度として、業務上の傷病についての「災害補償制度」、業務外の傷病について「共済給付制度」を設けています。前者は、全額国庫負担、後者も隊員負担分を間接に国が支弁しているので実質上掛金の上で隊員の現地生活費からの拠出は不要です。また共済制度での医療費負担額は支払った治療費（移送費等も含む）の2割ですが、負担最高限度額を月10米ドル（本邦における隊員の負担額は3,000円）とし、隊員の負担を著しく低くしています。協力隊員は隊員に対して健康時にはきびしく、一たん傷病をこうむった時は手厚く、という考えで臨んでいるわけです。

なお、死亡、廃疾という不慮の事態については掛金の上で上記共済制度と同じ仕組みで「団体生命保険制度」を設けて、死亡の場合、現在1,500万の給付額が設定されております。

5. 次にいくつかの質問形式で参考事項を掲げておきます。

① 「シニア隊員制度とは？」

これは昭和48年度から発足した制度で、すでに隊員としての任期を満了して帰国した人の中から、語学と面接の選考によって合格した者をシニア隊員として登録し、該当業種について要請のあった国へ派遣するものです。隊員から後述の専門家へ昇格するコースの一段階として設けられたものであり、日本側での待遇は家族を同伴できるとか、海外手当が一般隊員より高いことなどがありますが、相手国に対してはシニアという言葉は使わず、一般隊員と同じ形で派遣しています。

② 「国連ボランティア制度とは？」

国連から開発途上国に派遣しているボランティア（奉仕隊員）のことで、日本国内における募集は、協力隊OBをはじめ一般の志望者を対象にして協力隊事務局が行っています。

③ 「専門家派遣制度とは？」

開発途上国に対するわが国技術協力の大きな柱となっているもので、いかにして優秀な各部門の専門家を確保するかが、わが国技術協力の成否のカギとなっています。現地事情に精通し、現地の言葉に強い立派な専門家は将来協力隊参加者の中から続出することが期待されています。

④ 「協力隊員の体験談をお聞きしたいのですが」

すでに帰国した隊員数は1300名を超えており、30余の府県では隊員OB会が発足しています。報告会、懇談会などを行っている所もありますので、詳細は事務局へ問い合わせして下さい。

⑤ 「開発途上国の調査、研究を目的に学校でクラブ活動の一環としてサークルを組織したいと思っていますが」

そのような場合には事務局でも県と連絡の上、相談に応じますから、事務局へ問い合わせして下さい。

## 11. 協力隊を一そう詳しく知りたい方へ

(問い合わせ先と行事, 参考資料)

これまで協力隊に参加を志望し, 応募するに当たって必要な事項を説明してきましたが, 一そう深く知りたい, 相談にのってほしいという方のために, 問い合わせ先等種々記しておきます。

### 1. 問い合わせ先

まず, 青年海外協力隊事務局に直接来られたり連絡できる方は, つぎの所在地, 電話番号をお願いします。

▽所在地 東京都渋谷区広尾4-2-24

郵便番号 150

(地下鉄日比谷線の広尾駅下車, ホームの出口表示に「青年海外協力隊ビル」と記されています。駅から徒歩3分, 歩道橋を渡って左側に降りるとすぐです)

▽電話番号 東京(03)400-7261(代表)

東京の事務局でなくとも, 地方の在住者のために12ページの別表①「都道府県協力隊主管部課一覧表」所載の各窓口, 13ページの別表②「国際協力事業団国内支部一覧表」の支部・事務所にも, 願書及び後述する各種資料が常時備えられていますので, 問い合わせてください。

### 2. 定例行事(募集説明会, 応募相談会)

春の募集期間(4月15日から5月31日まで1ヵ月半), 秋の募集期間(10月15日から11月30日まで1ヵ月半)に, それぞれ東京の青年海外協力隊事務局及び各都道府県内で, 募集説明会, 応募相談会が行われます。東京の事務局で開く応募相談会は, 上記の期間内の毎週金曜日(祝日は除く)の午後5時半からにしています。

これらの説明会, 相談会については4月なかば(春募集)と10月なかば(秋募集)の新聞等に広報しますのでご注意ください。

### 3. 参考資料

#### (1) 事務局作成資料

協力隊事業の現況——統計, 実績を地図, グラフ, 表で示した紹介資料(年2回刊)

青年海外協力隊事業概要——組織, 制度を中心にした紹介資料

協力隊のしおり

その他派遣隊員名簿等

(以上は別表①, ②の問い合わせ先にも備えてありますので, そこで入手ないし閲覧して頂くことを建前としていますが, 東京の協力隊事務局に直接申出られても結構です。ただし隊員名簿類や派遣前訓練の講座集などの資料は, 応募者用として作成しているものではありませんが特に要望される場合には, 事由を記して協力隊事務局に文書で請求されれば, 手持部数の状況によってお送りすることができます。)

(2) 月刊誌「若い力」

実質的に協力隊の機関誌として, 協力隊に関心を持ち, また将来協力隊への参加を志望する青年を読者対象に編集, 刊行されている月刊雑誌です。

購読申込先「若い力」社

東京都港区六本木 6-4-12

郵便番号 106

電話番号 東京 (03) 402-2388

申込方法等 上記申込先にハガキでお申込みください。定価は1部 150円 送料は別に16円  
1年分(送料とも) 2,000円, 半年分(同) 1,000円です。

なお, 振替は東京 179362

(3) 単行本

協力隊員が帰国後執筆して単行本として刊行されたものを掲げますと,

「俺たちの異郷」「第2部・俺たちの界郷」「王都に賭ける青春」「ラグワンーラオスからきた花嫁」

(株)文遊社刊

〒113 東京都文京区本郷 2-14-16

電話東京 (03) 815-7740

「愛しのタンザニア」

あすなろ社刊

〒160 東京都新宿区三栄町 7

電話東京 (03) 353-8691

「タンザニアのママたち」

日本放送協会刊

〒150 東京都渋谷区宇田川町41-1

電話東京 (03) 465-1111

(4) 映画とパネル

民放テレビが協力隊の協力活動取材し放映したものが多数ありますが, 協力隊事務局はそれらのうち広報に適当なものを選んだりプリントの上相当数を購入しています。これらのテレビ・フィルム(30分番組ものが主, CM部分を取除いているので実質上25分程度, 16ミリ)は, 前述の募集説明会ははじめ各種行事で上映しますが, 各道府県にも数本ずつ長期貸出しをしています。

文化祭や学校・団体等の行事，集会の際，別表①(12ページ)の窓口に照会され，応諾が得られれば活用できます。これらとは別にこのほど協力隊初の劇映画「アサンテ・サーナ」(谷口千吉監督)が完成し，地方への貸出しを始めています。

パネルは，写真，解説を1セット40枚を基準にして作成しており，春，秋の募集期間を中心に全国各地で適宜パネル展が開かれます。テレビ・フィルム同様，各都道府県にも貸出しています。

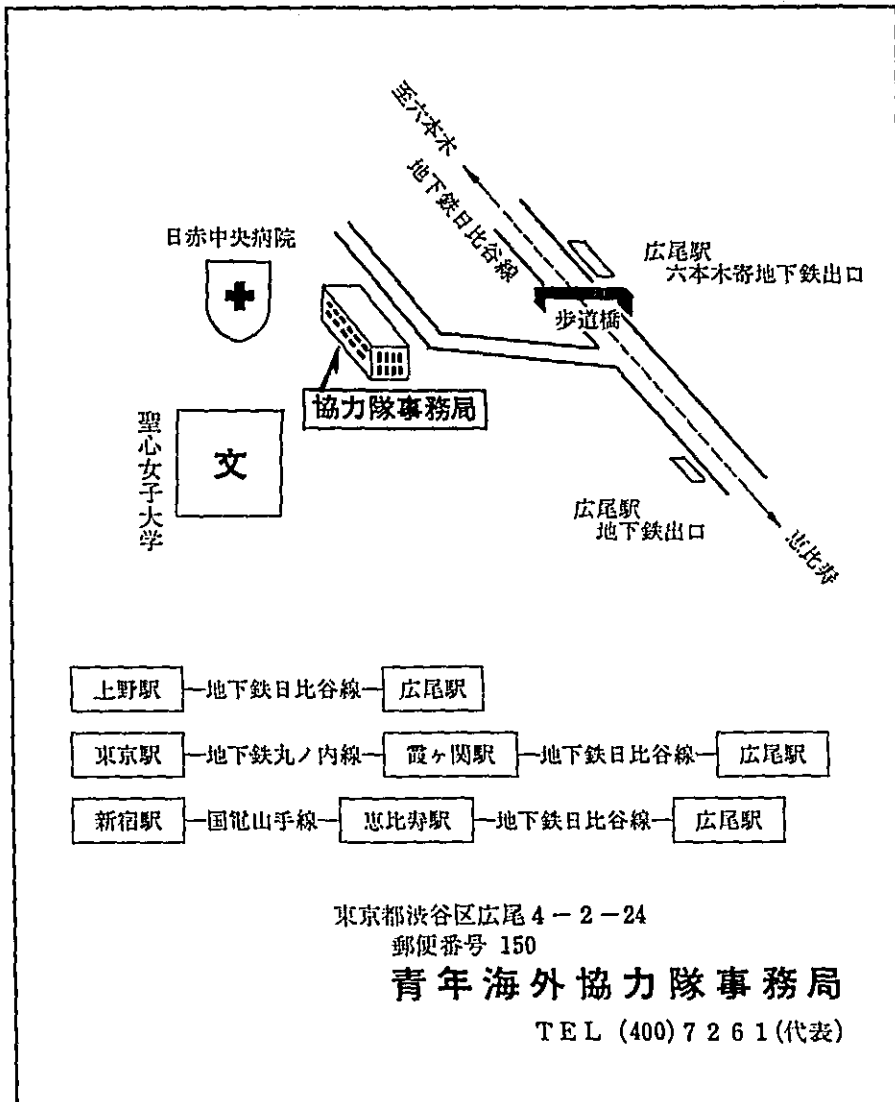
## 結 び

協力隊員は、現地の民衆と職場活動と日常生活をともにしながら、報酬を求めることなく、ひたすら開発途上諸国の国づくりに尽くし、その間、現地民衆の心情を理解し、相手の立場に立って活動することを信条として、いくたの困難をのりこえてゆくのですから、その過程で、実践者としてのたくましい人間形成ができていくはずで、このような隊員が、国際協力、開発援助にますます必要とされるほか、一般的にもわが国各分野での国際性が強調されている今日、帰国後の就職、再就職に苦勞するということは考えられないことなのですが、現実には日本の社会には、終身雇用制、年功序列制等かずかずの障壁があって、筋書き通りにことが運ぶものではないのも事実です。こういう現実を考えると、隊員が協力活動と現地生活のなかで、不断の勉強、自己研さんを積み、みずからの特技と語学力を高めてゆくことが決定的に重要です。

隊員の理想的な適性として、くり返し「持続する情熱」を挙げました。派遣された2年間で燃えつきてしまう情熱でなく、帰国してからも情熱を持続して、その2年間、もし日本にいたならば断じて得られなかったであろう諸体験をぜひ生かして、地域社会や新しい職域でオピニオン・リーダーとして活躍してほしいものです。

任期を果たして帰国した隊員のなかには引き続き海外協力に従事することを切望される方も少なくなく、このような方々のためには現にシニア隊員制度、国連ボランティア制度が協力隊の仕組みの中に設けられているほか、技術協力専門家派遣として国際協力事業団や国連関係機関の仕事に参加してゆく道があります。

強調したいのは、国内であれ海外であれ、ボランティアとしての「持続する情熱」をもって実践者たる気風を堅持して、あすの日本の担い手になってほしい、青年海外協力隊はそのための「一つの厳しい選択」です。



昭和50年9月1日発行

編集：青年海外協力隊事務局国内課

昭和50年度第1次隊後期組訓練日程表

(広尾訓練所)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
	9/2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	月	火	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	
	協力隊のあらし						任国における協力活動⑩						文化講座				健康生活				開発講座							
8:30																												
9:00	オリエンテーション	協力隊のあらし	"	"	"	あらしまとめ	オリエンテーション	任国における協力活動⑩	文化講座	"	"	"	"	"	オリエンテーション	開発講座	球技	熱帯医学	"	"	"	オリエンテーション	開発講座	球技	資料	開発講座	救急	
11:30																												
13:00	入所式身体検査	候補生自己紹介	職員紹介	英語オリエンテーション	身体検査	体力測定	経理ガイダンス	機材ガイダンス	語学	"	"	"	"	"	語学	"	大会	語学	"	"	"	語学	"	法集	語学	体育		
16:30																												
19:00	オリエンテーション	身辺整理	"	"	映画	映画	自主学習	個人面接	自主学習	同好サークル	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	"	同好サークル	自主学習	"	"	"	自主学習	"	"	同好サークル	自主学習		
21:00																												

(代々木訓練所)

	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	
	7/30	31	8/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	⑩	月	火	水	木	金	土	⑩	月	
8:30		オリエンテーション	語学	"	身学	語学	"	"	"	"	"	身学	語学	"	"	"	"	野	語学	"	"	"	"	"	"	身学	語学	
11:20																												
13:30	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学
15:00	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC	OMYC
15:30																												
16:50	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい	夕べのつどい
19:00	身辺整理	自主学習	"	"	自主学習	"	"	"	"	"	"	オリエンテーション	自主学習	"	"	"	"	自主学習	オリエンテーション	自主学習	"	"	"	"	"	オリエンテーション		
21:30																												





